

# 告 示

## 埼玉県教委告示第十二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条の規定による技能教育のための施設として、平成三十年三月十三日付けで次のとおり指定した。

平成三十年三月十三日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

### 一 技能教育のための施設の名称

学校法人国際学園星槎川ロキヤンパス（埼玉県川口市栄町三丁目十九番地）

二 星槎国際高等学校との連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する  
高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
ビジネス経済応用	ビジネス経済応用
電子商取引	電子商取引
課題研究	課題研究